

平成18年度 第2回 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会 議事録

I. 日 時：平成19年1月31日（水）14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会第6会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

主 査：川原

副 主 査：川西

委 員：小椋、加藤、北川、越部、下出、新谷、西本、松浦、間宮

K H K：鈴木、長榮、飯沼、眞田、稲村、鳥越

IV. 配付資料

資料11 第1回高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会議事録（案）

資料12 高圧ガスタンクローリ再検査基準事務局案に係る意見等について

V. 議事概要

1. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は11名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。

2. 議事録（案）の確認

事務局から資料11に基づき、「第1回高圧ガスタンクローリ再検査基準議事録（案）」について説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員の過半数以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 高圧ガスタンクローリ再検査基準事務局案に係る意見等について

事務局から資料12に基づき、前回事務局が提案した改正原案に対して各委員から寄せられた意見、訂正案等を報告し、また、これに対する事務局の検討結果を説明した。主な質疑事項は以下のとおり。

- ①圧力計について気密試験を課すかの議論がなされたが原案どおり気密試験については規定しないこととなった。

②改正案では耐圧試験を規定しているが毎年耐圧試験を実施するという意思表示か。表4-1に○を記載していると必ず実施すると読めないか。

→あくまでも検査依頼者の指示による。定期自主検査時耐圧試験の実施を依頼するのであれば、この方法でと言うもの。耐圧試験は表の備考にあるとおり適切な方法がないものについての規定である。

③スィベルジョイント及びストレーナの検査項目については、安全継手、弁類と同じように規定した方がよいのではないか。表中弁類と配管にも「アスタリスクの2」が必要でないか。

→弁類及び配管にアスタリスクの2を追記し、スィベルジョイント及びストレーナについては、表を訂正（「耐圧試験」の「○」を削り、「肉厚測定」及び「肉厚測定以外の非破壊検査」に「○」を追加）する。

④容器を車台から取りはずし行うか否かを明記してほしい。

→図3、4中に明記する。

⑤質量刻印の項目は必要か。タンクローリ用の容器には質量測定の義務はない。

→省令でタンクローリ用の容器を除外していない以上、規定すべきである。極端な例であるが、腐食が激しい等で相当の質量変化が想定できる場合のためにも規定はすべきと考える。もし、質量の変化を測定できないのであれば、省令改正が必要である。本件については原案どおりとする。

⑥No. 36の超低温容器の外部外観検査において、「気密性、真空の維持」は全ての超低温容器について必要ではない。

→真空断熱式のものに限った規定に訂正する。

⑦No. 40の附属品再検査における外観検査の試験方法において「液化石油ガスのもの」のみ分解を義務づける必要はないと考える。改正し、「液化石油ガスのもの」は削除する。

⑧安全弁の吹き止まりについては、容器則どおり規定しないこととする。

⑨No. 59スリップチューブ式液面計の気密試験におけるキャップの気密性については気密性を有することを確認できたため、原案どおりとする。

⑩No. 66及びNo. 67のタイトルに誤記有り。下記のとおり訂正

正 誤

差圧式液面計                      スリップチューブ式液面計

フロート式液面計                スリップチューブ式液面計

⑪No. 58のスリップチューブ式液面計における目視検査に「指針が正常であることを確認すること」を追加する。

⑫差圧式液面計の器差検査については、必要の有無について検討した結果次回分科会時に検討することとなった。意見のある委員は事務局に対し提案することとなった。

- ⑬No. 67のフロート式液面計における作動試験に規定にある「ガイド取付部」という名称は一般的でないためどの部分を指しているかが明確でない。川西委員が確認することとなった。
- ⑭肉厚測定代わりに耐圧試験を実施することとしているが、KHKS1850の規定との整合性について事務局が確認することとなった。

4. 次回分科会は平成19年3月2日（金）14:00から開催することとした。